

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

赤字の子会社に対する債権放棄

Q : 当社の100%子会社であるA社は、売上が低迷し、このままでは当期は赤字決算になってしまいます。当社としては企業グループのイメージ上、赤字決算は避けてほしいので、かねてよりA社支援のために貸し付けていた債権500万円を放棄して債務免除益を計上させようと思います。この場合、当社の債権放棄額500万円は、書面で行っておけば、貸倒損失として損金になりますか。

A : ご質問の債権放棄額は、子会社に対する寄附金として損金不算入の対象になると思われる。

【解説】

子会社に対して債権放棄などをした場合、債権放棄をしなければより大きな損失を被ることが明らかであるなど相当な理由がなければ、子会社に対して寄附をしたものとして扱われます。

しかし、子会社に対する債権放棄が必ず寄附金とされるのではなく、例えば業績不振の子会社の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等の相当な理由が認められるときは、寄附金とされません。この場合の再建計画の合理性は、支援額の合理性・支援者による再建管理の有無・支援者の範囲の相当性などを総合的に判断されることとなっています。

ご質問の場合は、倒産を避けるためだけでなく単に赤字を回避するためであり、合理的な債権計画によるとは認められず、寄附金としての取扱いを受けるものと思われます。

